

# 滋賀県公報

目

 令和元年
 (2019年)

 1 2 月
 9 日

 号 外
 ( 2 )

 月 曜
 日

毎週火・金曜 2回発行

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告...... 1

次

# 監查委員公告

# 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、令和元年12月2日付けで、滋賀県議会議長、滋賀県知事、滋賀県教育委員会教育長、滋賀県人事委員会委員長、滋賀県代表監査委員、滋賀県労働委員会会長および滋賀県公安委員会委員長に提出したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月9日

 滋賀県監査委員
 大
 野
 和 三 郎

 "
 平
 岡
 彰
 信

 "
 奥
 博

 "
 藤
 本
 武

# 第1 監査テーマ

個人情報の適正管理について

# 第2 監査の目的

県が保有する個人情報については、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。)および滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(平成17年4月1日付け副知事依命通達。以下「措置指針」という。)に基づき、適切に管理しなければならないこととされているが、ここ数年来、個人情報の漏えい等の事案が複数発生しているところである。

個人情報が条例等に基づき適切に管理されているか監査することにより、実施機関の適正な事務の執行と適切なリスク管理に資することを目的とする。

# 第3 監査執行対象機関および監査執行年月日

# 1 個人情報を取り扱う機関

個人情報を扱う全ての機関を対象とし、地方自治法第199条第1項および第4項に基づき実施する監査(以下「定期監査」という。)と併せて平成30年度から令和元年度にかけて実施することとした。

令和元年度は、令和元年8月27日および12月9日に監査の結果に関する報告の公表公告により公表した定期監査の監査執行対象機関(121機関)に対し、それぞれの監査執行日に実施し、2か年で計230機関に対して監査を実施した。

# 2 個人情報の適切な管理に関する事務を総括する機関

県の個人情報の保護に関する総合的な企画および調整に関する事務を分掌する機関として総合企画部県民活動生活課(以下「県民活動生活課」という。)および情報セキュリティ対策の実施に関する事務を分掌する機関として同部情報政策課(以下「情報政策課」という。)ならびに教育委員会における個人情報の管理に関する事務を総括する機関として教育委員会事務局教育総務課、教職員課、高校教育課、特別支援教育課および保健体育課に対し、令和元年11月5日に監査を実施した。

# 第4 監査の着眼点

- 1 個人情報を取り扱う機関に対する着眼点
  - (1) 個人情報の作成、取得の方法および内容は適切か。
  - (2) 個人情報の維持管理の方法は適切か。
  - (3) 個人情報の利用、提供は適切か。
  - (4) 個人情報の安全確保策は採られているか。
- 2 個人情報の適切な管理に関する事務を総括する機関に対する着眼点 個人情報の管理に関する不適切事案の発生防止に向けた体制の整備、制度の運用は適切か。

# 第5 監査の実施方法

個人情報を取り扱う機関に対しては、監査対象機関から提出された個人情報の管理状況等を記載した行政重点 監査調書に基づき、事務局調査員が予備調査を実施し、その結果を踏まえ委員監査を実施した。委員監査は関係 職員との対面または書面により実施した。

また、個人情報の適切な管理に関する事務を総括する機関に対しては、予め提出を求めた関係書類等に基づき、 事務局調査員が予備調査を実施し、その結果を踏まえ対面により委員監査を実施した。

# 第6 監査の結果および意見

- 1 滋賀県における個人情報の適切な取扱いの確保対策の概要
  - (1) 規定の整備

条例では、県の機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項が定められており、措置指針において、保有個人情報(条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)および個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(以下「保有個人情報等」という。)の管理体制、教育研修、職員の責務、保有個人情報等の取扱い等が定められている。

なお、教育委員会においては、児童生徒をはじめ多くの個人情報を管理する県立学校には、その適正な管理 の徹底が求められることから、個人情報の取扱いについて現状を点検し、必要な改善策の検討と速やかな実施 を図るにあたり、特に留意すべき事項を定めた「県立学校における個人情報の流出等の防止のための行動指針」 (以下「学校行動指針」という。)を策定している。

(2) 保有個人情報等の管理体制

措置指針では、保有個人情報等の管理体制について、次のとおり定められている(措置指針第2)。

- ア 実施機関(条例第2条第7号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の長を補佐し、各実施機関における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たるため、各実施機関に、総括保護管理者を一人置くこととされており、知事にあっては、総合企画部長を、他の実施機関にあっては当該実施機関の長が指定する職にある者をもって充てることとされている。教育委員会では、教育次長が指定されている。
- イ 各課室・所等における保有個人情報等の適切な管理を確保し、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合に、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たるため、保有個人情報等を取り扱う各課室・所等に、保護管理者を一人置くこととされている。保護管理者は当該課室・所等の長またはこれに代わる者をもって充てることとされている。
- ウ 保護管理者を補佐し、各課室・所等の係等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当するため、 当該課室・所等の保護管理者が指定する保護担当者を置くこととされている。
- エ 保有個人情報等の管理の状況について、監査する任に当たるため、各実施機関に、監査責任者を一人置く こととされており、知事にあっては、県民活動生活課県民情報室長を、他の実施機関にあっては当該実施機 関の長が指定する職にある者をもって充てることとされている。教育委員会にあっては、教育総務課長が指 定されている。
- ③ 個人情報の適切な取扱いの確保に関する取組

措置指針では、保有個人情報等の取扱いについて、利用制限、複製等の制限、媒体の管理等において保護管理者、職員が遵守すべき事項等が定められている(措置指針第5)。

措置指針で定められた事項の遵守状況について、平成30年度からは、「個人情報の管理状況等に係る自己点検の実施について」(平成30年6月25日付け県民生活部長(総括保護管理者 現総合企画部長)通知。以下「自己点検通知」という。)に基づき、保護管理者の指示のもと、保護担当者が点検し、その結果を保護管理者に報告するとともに、改善を要する場合には、改善計画書を作成し、改善を実施する仕組みがとられている。

その他、コンプライアンス推進員連絡調整会議、県政経営幹事会議等を通じて、各所属に個人情報の適切な 管理の徹底を求めている。

- 2 個人情報を取り扱う機関の監査結果
  - (1) 個人情報の把握の状況について(条例第12条関係)

個人情報を適切に管理するためには、どのような個人情報を保有しているか組織的に把握しておく必要があると考えられる。条例では、実施機関自らが、その管理する個人情報を明確に把握し、その取扱いをより慎重かつ責任あるものにするとともに、県民等が自己に関する情報の所在等を確認し、また、自己情報の開示請求を適切に行うことができるようにすることを目的として、「個人情報取扱事務登録簿」(以下「登録簿」という。)を作成することとされている。

昨年度実施した監査において、個人情報を特定の個人を検索し得る状態で保有しているにもかかわらず登録 簿が作成されていない事例、または既存の登録簿における記録項目欄の記載事項と当該機関が実際に保有して いる個人情報に齟齬が生じている事例が、監査対象の109機関中71機関で見受けられたが、本年度においても、 監査対象121機関中67機関で見受けられた。

(2) 個人情報の保有の状況について(条例第5条関係)

条例では、個人情報がみだりに取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要であり、利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもあることから、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならず、当該目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととされている。

昨年度実施した監査では、監査結果として記載すべき特段の事項はなかったが、本年度の監査において、目 的に対して不要な情報を保有している機関が1機関で見受けられた。

(3) 個人情報の作成、取得の状況について(条例第6条関係)

条例では、不必要な個人情報の取得や個人情報の不適正な取得による個人の権利利益の侵害を防止するため、個人情報を取り扱う最初の段階である取得の時点において、原則として本人から取得するなど、取得方法、取得先および取得内容について、一定の制限を設けている(条例第6条第1項)。

特に、思想、信条および宗教という内心の自由に関する個人情報や人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等、当該情報が不適正に取り扱われた場合に、個人の権利利益を侵害する危険性が特に高いものは、原則として取得することを禁止するとともに、法令等に定めがある場合、警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合に限り当該情報を取得することが認められている(条例第6条第2項)。

昨年度および本年度監査した限りにおいては、結果として記載すべき特段の事項はなかった。

(4) 個人情報の維持管理の状況について(条例第7条関係)

保有個人情報が記録されている媒体については、保護管理者の指示に従い、定められた場所に保管しなければならないが(措置指針第5-6)、昨年度および本年度監査した限りにおいては、結果として記載すべき特段の事項はなかった。

⑤ 個人情報の利用および提供の状況について (条例第8条関係)

利用目的以外の目的のために保有個人情報が利用や提供がされた場合には、他人に知られたくない情報が本人の予期しない形で流通するなどの個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第8条では、県の機関が保有する個人情報の利用および提供については、利用目的以外の利用および提供を原則として禁止されており、他方で合理的な理由がある場合には、例外的に目的外の利用および提供ができることとされている。また、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を提供する場合にあっては、個人の権利利益を保護するため、提供先に必要な措置を講ずることを求めることが定められているが、昨年度および本年度監査した限りにおいては、結果として記載すべき特段の事項はなかった。

(6) 個人情報の安全確保策の状況について(条例第7条、第10条関係)

個人情報が正確なものでなかったり、外部に漏えいされたり、不当に改ざん、加工された場合、当該個人についての正しい認識が阻害されたり、個人の秘密が保護されないなど、個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、条例第7条では、実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされており、措置指針において、保有する

個人情報の取扱い等について定められている。

### ア 複製等の制限

措置指針では、保有個人情報を複製、送信、送付、持ち出し等を行う行為は、保有個人情報等の漏えい、 滅失または毀損等(以下「情報漏えい等」という。)の危険性を高めるため、職員が業務上の目的で保有個 人情報等を取り扱う場合であっても、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うこと ができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うこととされている(措置指針第5-4)。

特に個人情報の記載された公文書等を外部に持ち出す行為は、盗難、紛失等のリスクが高まることから、保護管理者の許可を受けなければならないとされているところ、無許可または書面等で許可を受けていることが確認できないなど持ち出しの手続上の不備があった事例が昨年度6機関、本年度18機関で見受けられた。また昨年度、秘匿性の高い情報の複製に係る許可等の手続がとられていない事例が3機関で見受けられたが、本年度の監査対象機関では同様の事例は見受けられなかった。

### イ 媒体の管理

情報漏えい等を防止するためには、情報の秘匿性に応じて、電子媒体にあっては複製を電子的に防止する措置や、パスワードを設定することにより無権限者の利用を阻む措置が講じられるべきである。また、措置指針では、保護管理者が必要があると認めるときは、保有個人情報等が記録されている媒体を保管する場所には施錠等を行うことが定められている(措置指針第5-6)。

昨年度の監査で秘匿性の高い情報を無施錠のロッカーで保管している事例が1機関で見受けられたが、本 年度の監査において同様の事例は見受けられなかった。

### ウ 業務の委託等

条例では、個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするとき、または公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないとされており、措置指針において、保有個人情報等の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合には、「個人情報取扱業務委託基準」により受託者および指定管理者やその従事者等にも一定の義務を課すことで、個人情報保護対策の一貫性を確保し、個人情報の保護の徹底を図ることとしている(措置指針第6-5)。個人情報取扱業務委託基準では、秘密保持、再委託の禁止、安全確保等の受託者が個人情報を取り扱うに当たって遵守しなければならない特記事項を契約書等に記載しなければならないとされているが、契約書に当該特記事項の記載がない事例が、昨年度の監査で1機関で見受けられたが、本年度の監査においても3機関で見受けられた。

- 3 個人情報の適切な管理に関する事務を総括する機関の監査結果
  - (1) 県民活動生活課および情報政策課に対する監査結果

### ア 教育研修の実施状況

措置指針では、総合企画部は、保有個人情報等の取扱いに従事する全実施機関の職員(派遣労働者を含む。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報および特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこととされている(措置指針第3-2)。

県民活動生活課県民情報室(以下「県民情報室」という。)では、毎年度、全機関の職員を対象に研修が 実施されていた。

平成30年度からは、これまで本庁舎でのみ実施していた研修を地方合同庁舎においても実施しており、研修機会の確保に努められていた。

また、総括保護管理者は、保護管理者、保護担当者および事務取扱担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施することとされており(措置指針第3-3)、県民情報室および情報政策課が、全実施機関の個人番号利用事務の取扱担当者等を対象に、インターネット閲覧用端末を利用したeラーニングによる研修を実施していた。

# イ 監査の実施状況

措置指針では、監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、当該指針に規定する措置の 状況を含む当該実施機関における保有個人情報等の管理の状況について、定期におよび必要に応じ随時に監 査を行い、その結果を総括保護管理者に報告することとされている(措置指針第8-1)。また、情報資産 (情報処理を行う業務に係るシステム、データ、入出力帳票およびドキュメントをいう。)の適切な管理を 図るために規定された、滋賀県情報処理規程およびこれに基づき策定された情報セキュリティ対策基準にお いて最高情報責任者(副知事)は、情報セキュリティに関する監査を定期的および必要に応じて実施するこ ととされている。これらの規定に基づき、県民情報室および情報政策課の合同により、内部監査が実施され ている。ただし、監査の対象は、条例第2条第4号に規定する特定個人情報に関連する事務(以下「マイナ ンバー関連事務」という。)に限定されていた(平成30年度2所属、令和元年度5所属を対象)。

なお、情報政策課においては、個人情報を取り扱う事務に限定せずに、情報セキュリティ対策の実施状況等を定期的に確認し、情報セキュリティレベルの維持・向上を目的とした監査が実施されていた(令和元年度 5 所属)。

## ウ 安全確保上の問題への対応

措置指針では、情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合および事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実または兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案または問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するとともに、速やかに事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずることとされている(措置指針第7)。

知事部局以外の実施機関においても、県民情報室に報告がなされており、再発防止に向けた対策、研修実施等の確認が行われていた。

# エ 個人情報取扱事務登録簿の作成指導の状況

2(1)で述べているとおり、昨年度および今年度に各所属に対する監査を行った結果、登録簿が適切に作成されていない事務があった所属が半数以上見受けられた。

県民情報室では、登録簿の適正な作成について、登録簿が知事部局全体として効率的に作成されるよう、 個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領を制定し、その中で、登録すべき事務の区分ごとに登録簿を 作成する者を定めて、当該事務を統括しまたは指導する本庁主管課の長もしくは当該事務を所掌する主務課 所の長のいずれかが必ず当該事務の登録簿を作成することとしていた。

また、個別の事務に係る登録方法や内容について不明な点があるとして相談があった場合は対応されていた。

# (2) 教育委員会事務局に対する監査結果

### ア 教育研修の実施状況

措置指針では、総括保護管理者(教育委員会においては教育次長)は、保有個人情報等の取扱いに従事する実施機関の職員(派遣労働者を含む。)に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報および特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこととされている(措置指針第3-1)。

教育委員会では、毎年度、新たに県教育委員会事務局等において勤務することとなった教育職員を対象に、 文書事務等の研修を行われており、その中で、個人情報保護制度の研修、情報セキュリティ対策の必要性の 研修が行われている。

各県立学校においては、県立学校で不祥事が発生した場合には、全学校長に対して、個人情報の管理等に 重点を置いた不祥事防止の職場研修を実施するよう通知し、研修終了後はその内容を報告するように求めら れていた。

# イ 監査の実施状況

監査責任者を教育総務課長と定めているが、教育委員会において、監査を行うことができる専門的知見を有する者がいないことから、当面の間、知事部局の監査責任者(県民情報室長)に対して、教育委員会内の各所属に対する監査の実施を依頼することとしており、平成29年度はマイナンバー関連事務の内部監査について依頼が行われていた。ただし、具体的な監査箇所の選定や実施方法などが、教育委員会と知事部局の間で定められていなかったため、知事部局においては、マイナンバー関連事務に限定し、かつ対象機関を抽出して監査が行われており、平成30年度は、教育委員会に属する機関に対する監査は実施されていなかった。

監査とは別に、高校教育課または特別支援教育課職員による学校訪問の際に、情報セキュリティおよび情報モラルに関する状況について確認が行われているとのことであった。

# ウ 個人情報の適正管理に向けた指導等の状況

毎年、夏季休業および冬季休業期間前に、県立学校長あてに発出している服務規律の確保に関する通知において、個人情報の適正な管理について注意喚起されていた。また、情報漏えい等が発生した際には、各県立学校長に対して注意喚起を促す通知が行われている。

### 4 意見

- (1) 県民活動生活課および情報政策課に対する意見
- ア 個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施(県民活動生活課)

措置指針では、監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、当該実施機関における保有

個人情報等の管理の状況について、定期におよび必要に応じ随時に監査を行うこととなっている(措置指針 第8-1)。また、保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法 等について、定期におよび必要に応じ随時に点検を行うこととなっており(措置指針第8-2)、それぞれ 必要があると認めるときは、総括保護管理者にその結果を報告するとされている。

しかしながら、監査は、マイナンバー関連事務に限定して実施されており、また自己点検通知では、各所属において行われる個人情報の管理状況等の点検結果について、総括保護管理者へ提出することは不要とされていた。

措置指針では、総括保護管理者、保護管理者等は、監査または点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるとされているが(措置指針第8-3)、総括保護管理者において結果等の把握が行われていない現状では、知事部局全体で適正な管理ができているか否かの判断ができないのではないかと思われる。

ついては、措置指針の趣旨を踏まえ、適切な監査および点検の実施と点検の結果、課題が明らかになった 所属からは報告を受け、この課題を全庁的に共有して改善をすすめていく仕組みとするなど、個人情報の不 適切な取扱いや情報漏えい等の未然防止、リスク管理の観点から、総括保護管理者による適切なモニタリン グの実施について検討されたい。

# イ 個人情報取扱事務登録簿の適切な作成(県民活動生活課)

登録簿は、知事部局においては、個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領に基づき作成しているとのことであるが、2(1)で述べたとおり、半数を超える機関で個人情報を特定の個人を検索し得る状態で保有しているにもかかわらず登録簿が作成されていない事例、または既存の登録簿における記録項目欄の記載事項と当該機関が実際に保有している個人情報に 齟齬 が生じている事例など、登録簿の不備が見受けられた。

このことは、実施機関自らが、その管理する個人情報を明確に把握し、その取扱いをより慎重かつ責任あるものにするとともに、県民等が自己に関する情報の所在等を確認し、また、自己情報の開示請求を適切に行うことができるようにするという、登録簿の作成の趣旨、目的に関する理解が乏しいと言わざるを得ない。また、地方機関が実施する事務に関する登録簿の作成主体が、その事務の内容により本庁の当該事務を所管する所属の場合と、当該地方機関の場合があり、このことについてお互いが十分認識できていないことも原因と考えられる。

ついては、登録簿の制度を正しく運用するため、単に個別に相談を受けるなど受動的な対応だけでなく、 アで述べたとおりモニタリングを行い、個別具体的に指導するなど、登録簿が適切に作成されるよう方策を 検討されたい。

# ウ 措置指針に基づく個人情報の取扱いの質の確保(県民活動生活課)

措置指針には、保有個人情報等の取扱いや、保有個人情報等の提供および、保有個人情報等の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合のルールなどが示されている。措置指針が概括的に示されていることから、その運用については、さらに解説が示されているが、抽象的な記載が多く、実際の運用については、各所属の判断によるところが多い。

例えば、保有個人情報等の取扱いを伴う業務を外部に委託する場合、措置指針を受けて定められている「個人情報取扱業務委託基準」では、同基準の別記「個人情報取扱特記事項」を守り、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができる者を慎重に選定することとされているのみで、具体的な選定の基準が示されていないことから、結果として当該措置を講ずることができる者であることを確認できない事例が見受けられた。このことから、同基準で定めるように「委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の個人情報の管理状況について、年1回以上の定期的検査等により確認すること。」が重要になってくるものの、この点検が実際に実施されているか否かの状況は監査責任者において把握はされておらず、実態の確認はできていないとのことであり、これについては早急な実態把握をすべきである。

個人情報を取り扱う事務については、取り扱う情報の量や、内容等が様々であり、画一的な取扱いを示すことが困難ということは一定理解できるものの、全てにおいて所属の判断に任せるのでは、所属ごとの対応がまちまちとなり、結果として措置指針の趣旨に沿った対応が取られない所属が出てくる可能性も否定できない。

ついては、大量の個人情報を扱う事務や、要配慮個人情報等の秘匿性の高い情報を扱う事務など一定リスクの高い事例等については、具体的に取るべき手法を例示するなど、各所属が措置指針に基づいて適切に対応を取れるような方策を検討されたい。

エ 共有ファイルサーバの活用(県民活動生活課および情報政策課)

県の保有する個人情報のデータについては、電子媒体で保有されているものも少なくなく、県では、各職員に一人一台の情報処理端末(いわゆるパソコン。以下「端末」という。)が配備されているとともに、電子情報を保管するために、端末とは別にネットワーク接続型記憶装置(以下「ファイルサーバ」という。)も配備されている。

情報の保存については、データの流出、データの破損への対応等の面で各端末に保存するよりも、ファイルサーバに保存する方が安全であることからファイルサーバの活用が望まれるところであるにもかかわらず、監査対象機関230機関中、145機関で個人情報を個人端末に保存している状況が見受けられた。またその理由について、ファイルサーバの容量不足を掲げる機関もあった。

しかしながら、ファイルサーバについては個人への割当分と所属への割当分があるものの、個人への割当分の使用状況は、総容量の4割程度となっている。しかも、職員の3分の1は、1割に満たない使用率であった。

個人情報のように秘匿性の高い情報は、より安全なファイルサーバに保存することが望まれるし、組織共 用性の高い情報は、所属に割当てられたファイルサーバに保存されるべきと考えるが、現状としての個人情報のデータ保存場所は、各所属の判断に任されている。

ついては、個人情報等秘匿性の高い電子データは、原則としてファイルサーバに保存することや、これらを含む組織共用性の高い電子データについては所属の共有ファイルサーバに保存することなどのルール化を検討するとともに、ファイルサーバをより効率的に活用する観点から、ファイルサーバの利用の実態把握を行い、必要に応じて現在個人に割り当てられている容量を、所属に配分するなどの措置についても検討されたい。

# ② 教育委員会に対する意見

### ア 県立学校における個人情報取扱事務登録簿の適切な作成

(1)アでも述べているが、昨年度実施した県立学校に対する当監査では、適切に登録簿が作成されていない事務が全ての学校で見受けられたところであった。主な原因としては、教職員一人ひとりに登録簿の作成の趣旨、目的に関する理解が乏しかったことと、登録簿を作成する者が各学校なのか、教育委員会事務局なのか十分に整理されていないことが考えられる。登録簿は、教育委員会として作成するものであり、整合性を持って作成する必要があるので、学校が個別に登録簿を作成すべき事務と判断される場合であっても、教育委員会事務局において登録簿の具体的な作成例や登録簿作成の指針を示すなど、各学校で効率的かつ適切に作成されるよう指導されたい。

また、保有する個人情報は、その所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないことから、取得・保有する情報の必要性の検討、精査が、各学校において確実になされるよう指導を徹底されたい。

## イ 教育委員会(実施機関)として体系的な情報管理体制の整備

学校は、児童生徒の個人情報という極めて慎重に扱うべき情報を扱っており、より高い意識のもと適正な 取扱いが求められる。教育委員会では、措置指針に加えて、学校行動指針を策定し、個人情報の適正な取扱 いの確保を目指しているところであるが、取組の詳細な運用は、学校長の判断に任されており、①個人情報 の校外への持ち出しのルール、②生徒の連絡先等を教職員のスマートフォン等私有機器へ登録する場合のル ールおよびLINE等SNSの利用、③緊急時等における学校から生徒等への連絡手段としての民間メール 配信サービスの利用、④校務情報ネットワークによる生徒情報の一元管理など、学校間での取組に差異が見 受けられた。また、学校組織において、情報管理を所掌する委員会が、監査対象の63校中25校で設置されて いたが、これらの取組が教育委員会内で共有が図られ、実効性等の観点から評価し、必要に応じて横展開が 図られるような取組にはなっていない。

個人情報を取り巻く流失リスクはSNS等の利用により増大していることから、教育委員会として個人情報の漏えい等リスクの低減を図るため、より組織的な取組が徹底されるような情報の管理体制とされたい。 ウ 教育委員会における個人情報の管理に関する適切なモニタリングの実施

イについて、実効性を確保し、教育委員会として課題等を認識、取組の評価を行うためには、一定のモニタリングが必要となる。教育委員会における保有個人情報等の管理状況については、教育総務課長を監査責任者として監査を実施することとなっているが、実際は、平成29年度に、県立学校1校のマイナンバー関連事務に係る監査が、知事部局の監査責任者(県民情報室長)に依頼して行われたのみであった。監査の実施を知事部局に依頼した理由は、教育委員会においては監査を行うことができる専門的知見を有する者がいないからとのことである。しかしながら、前述のとおり、学校では、児童生徒の個人情報という極めて慎重に

8

扱うべき情報を扱っていることから、措置指針に加えて、学校行動指針を定めているところであり、教職員 のほとんどが個人情報を取り扱うことから、より高いリスク管理が求められる。

ついては、教育委員会内の保有個人情報等の管理状況について、監査を知事部局の監査責任者に任せておくだけでなく、教育委員会自身で責任を持って、適切なモニタリングの実施について検討されたい。

### おわりに

昨今、県の機関で起こった個人情報の漏えい事案等の多くが、職員の不注意に起因するものであり、注意が払われていれば一定防げたものと思われる。こうした不適切事案の発生は県行政への信用を著しく失墜させるものであり、個人情報を扱っている各職員においては、高いリスクの情報を扱っているという緊張感を持って職務に精励されたい。

県の業務は多岐にわたっていることから、個人情報を含め多種、多様な情報を取り扱っており、公務の性格上、一般では知りえない極めて慎重に扱うべき情報を大量に扱っている職場も少なくない。一度流出等事故を起こすと多大な不利益を与えるおそれがあるほか、以後の行政執行に支障をきたすことも想定されることから、組織内で適切なリスクの管理が求められる。情報の内容や、取扱量、処理形態により想定されるリスクも各所属によって異なることから、リスクに応じた対応策を取る必要があると考えられ、全実施機関において一定のリスクを想定した対応が取られているか今一度業務を点検し、実効性等の観点も考慮して、業務改善に取り組み、より信頼の高い組織の確保に努められたい。

県では、現在、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価し、対策を講じることで、事務の適正な執行を確保する内部統制制度の整備、運用に向けた検討がされているが、先に述べたとおり不適切な個人情報の取扱いは組織目的の達成を阻害するリスクを含むものであることから、まずは財務に関する事務から導入するとしても、その整備、運用を見極めた上で、個人情報の適正な管理を、将来的に内部統制の範囲に含めることも視野に入れて、一層適正な事務の執行に努められたい。